

## 他学会等から診断基準等の学会承認要請を受けた場合の手続き等について

2024年5月29日理事会承認

### (趣旨)

第1 この文書は、他学会や医療機関、厚生労働省研究班など（以下「他学会等」という。）が作成した診断基準を日本神経学会の承認要請を受けた場合の手続きを定めることを目的とする。

### (原則)

第2 他学会等から診断基準の作成に関して協力要請があった場合は原則として協力する。ただし、本学会の診断基準作成など諸活動に支障を及ぼす恐れがある場合は協力しない。

### (診断基準担当理事の指名)

第3 代表理事は他学会からの診断基準の円滑な審査を行うため、理事の中から診断基準担当理事を指名する。

### (診断基準の審議手続き)

第4 ① 他学会等からの診断基準の承認要請が代表理事に対してあった場合は、診断基準担当理事は、関連するセクションチーフに診断基準の承認の可否について意見のとりまとめを依頼する。なお、関連するセクションがない場合は、代表理事と協議して会員の中から人選し意見の取りまとめを依頼する。

② 診断基準担当理事は、①にてとりまとめられた意見を代表理事に報告し、代表理事は、速やかに理事会で承認の可否について審議を行う。

③ ただし、理事会の審議が他学会等からの承認要請を求める期日までにできない場合は、代表理事は理事及び監事に診断基準の承認の可否について意見を求め、その意見の内容を参考に承認の可否について決定することができる。

④ ③の決定を行った場合は、理事会でその結果について報告するものとする。